

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	保) 再処理個別 03 R2
提出年月日	2022 年 6 月 10 日

「保全区域の一部変更」に係る補足説明資料

本資料は、【保）再処理個別 03】の改訂版（R2）である。

改訂内容を以下に示す。

○補正申請内容の反映

※ 【保）再処理個別 03 R1】から変更した部分を黄色網掛けにて示す。

■ : 核不拡散の観点から公開できない箇所

目 次

1. 概要.....	1
2. 「保全区域の一部変更」の理由及び妥当性に係る説明.....	1
3. 「保全区域の一部変更」の社内手続きに係る説明.....	2

1. 概要

本資料は、再処理施設保安規定のうち「保全区域の一部変更」の理由および妥当性について説明するものである。

2. 「保全区域の一部変更」の理由および妥当性に係る説明

(1) 保全区域の設定経緯

使用済燃料の再処理の事業に関する規則第9条に基づき、管理区域以外の区域における保全のために特に管理を必要とする設備を取り囲むように設定することを基本として、立入制限の手段（建物、柵等）、人や物の動線等を考慮して保全区域を設定している。

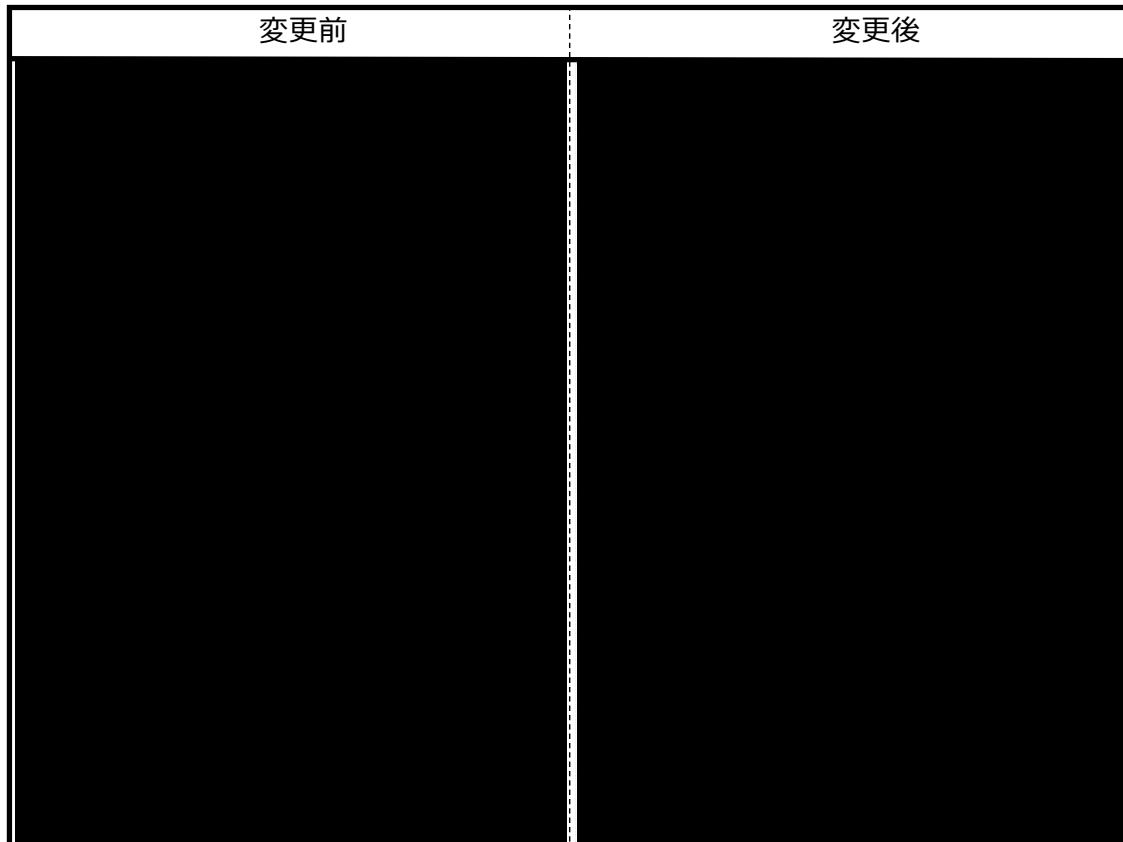
MOX 燃料加工施設近傍の保全区域の設定にあたっては、将来的に再処理施設及び MOX 燃料加工施設を合わせた保全区域の設定を想定し、[REDACTED] の配置を考慮した上で、建設中の MOX 燃料加工施設を除く区域を設定している。

(2) 変更の理由

MOX 燃料加工施設の建設現場拡張に伴う保全区域近傍での工事が及ぼす保全区域に係る管理への影響を軽減するため、再処理施設に設定している保全区域の一部を下記のとおり変更する。

変更箇所：再処理施設保安規定 別図4 保全区域図（第96条関係）

別図5 周辺監視区域図（第97条関係）*



* 周辺監視区域図についても、図中に保全区域境界が掲載されていることから合わせて変更するもの

(3) 変更の妥当性

本変更にて変更する区域には保全のために特に管理を必要とする設備はないこと、変更後の範囲において保全区域に対する管理が可能であること、変更後の区域境界に對しては立入制限の手段として新たに [] することから、変更にあたって保安上の問題は生じない。

3. 「保全区域の一部変更」の社内手続きに係る説明

現保全区域は、周辺防護区域と同じ区域とし、境界の立入制限の手段を共用しており、今回の変更においても周辺防護区域の変更が必要となるため、附則において、適用時期を「保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日」とし、再処理事業所 再処理施設 核物質防護規定と同時適用する予定である。

なお、附則の施行時期の記載については、保全区域変更の準備状況等を考慮し、以下
の通りとする。

【附則の記載】

第1項にて改正後の本規定全体の施行時期を規定した上で、第2項、第3項において「品質・保安会議に係る事項の変更」および「保全区域の一部変更」に適用開始時期について規定する。

第1項 この規定は、原子力規制委員会の認可後、社長が指定する日より施行する。

第2項 本規定施行の際、第5条（品質マネジメントシステム計画）5.5.2（品質マネジメントシステム管理責任者）、第17条（職務）第2項第5号の安全・品質本部副本部長に係る規定、同条同項第6号の安全・品質本部副本部長に係る規定、第20条（品質・保安会議の審議事項、構成等）及び別図1（保安に関する組織（第16条関係））のうち安全・品質本部副本部長に係る規定については、品質・保安会議に係る事項の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

第3項 本規定施行の際、別図4（保全区域図（第96条関係））及び別図5（周辺監視区域図（第97条関係））については、保全区域の管理に係る措置の変更が可能となった日以降、社長が指定する日より適用し、それまでの間は従前の例による。

以上